

国家予算編成における教育予算の確保・拡充を 求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法 26 条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準以上の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であります。すでに 30 人学級などの学級定数規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。現にここ清水町でも少人数学級が清水小学校の低学年においても実施されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内市町村においては、認定基準の変更や支給額の減額を余儀なくされている現状もあり、就学援助制度・奨学金の充実が喫緊の課題です。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

清水町では、小学校における少人数学級やそれに伴う教員の定数加配を町費によって実施され、その教育的効果は広く認知されています。しかし、清水町においても、教材費等は年々減額となっている現状もあり、国家予算における教育予算の確保・拡充は、清水町の子どもたちのためにも急務です。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

- 1 教育の自治体格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育国庫負担制度を

堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

- 2 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすようにするとともに、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
- 3 30人以下学級を全国規模で早期に実現すること。また、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせてゆとりのある教職員配置を実現すること。